

「原発のない福島を！県民大集会」呼びかけの署名を上げよう！

ふくしまの

# この海を汚すな！

## ALPS処理水[トリチウム汚染水] 海洋放出方針を撤回させよう！

国・東電は事故の責任、大量の汚染水発生の責任を取れ！  
漁業者はじめ関係者との約束「理解なしに処分しない」を守れ！

東京電力と政府は、福島第一原発の敷地内のタンクに溜めてある多核種除去設備等(ALPS)処理水を、2023年から30年以上にわたって海に放出しようとしています。処理水に含まれるトリチウムはALPSで取り除けないため、高濃度のトリチウムを海水で平均400倍以上にも薄めて放出するというのです。同様に除去できない炭素14、そして完全には処理しきれないセシウム137、ストロンチウム90などの60種以上の放射性核種を含む「ALPS処理水」は放射能汚染水です。

政府はこの海洋放出の「基本方針」(「東電福島第一原発におけるALPS処理水の処分に関する基本方針」)を、漁業者をはじめ多くの人々の反対を押し切って、2021年4月、一方的に「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」で決定しました。これは、原発重大事故を起こし、汚染水対策に失敗した国と東電が、その責任を取らず、さらなる放射能汚染と被ばくを人々に強いるものです。また、「ALPS処理水は関係者の理解なしに海洋放出しない」との約束を一方的に破棄するものです。

福島県では、県漁連、農協、森林組合などの生産者及び旅館ホテル組合も加わり、「原発のない福島を！県民大集会」を2012年から毎年、開催してきました。その実行委員会が2020年4月に呼びかけた「汚染水海洋放出反対署名」は、県内と全国から短期間に45万筆を超え、世界からも反対の声が届き、2020年10月の方針決定は断念させることができました。しかし、その後も政府は国民的議論を一切行わず、新型コロナ・ウイルス感染拡大の最中に官邸主導で方針決定を強行したのです。このような暴挙を許してはなりません。

同実行委員会は、この決定に抗議し、2021年7月から「海洋放出方針の再検討を求める署名」(撤回署名)を新たに呼びかけています。署名をさらに広げ、政府・東電の「トリチウム汚染水海洋放出」方針を撤回させましょう！(オンライン署名、及び署名用紙のダウンロードもできます。<http://fukushima-kenmin.jp/>)

政府交渉呼びかけ8団体: 脱原発福島県民会議、双葉地方原発反対同盟、原水爆禁止日本国民会議、原子力資料情報室、全国被爆2世団体連絡協議会、原発はごめんだ！ヒロシマ市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、ヒバク反対キャンペーン

## 漁業者をはじめ生産者、多くの人々が国・東電による「約束」反故を糾弾

全国漁連の岸会長は福島県漁連の野崎会長と共に政府の方針決定直前にも、ALPS 処理水海洋放出への「断固反対」を菅総理に改めて直接申し入れました。それにもかかわらず、菅政権は海洋放出の方針決定を行なったのです。即刻、全国漁連は、「今後とも、海洋放出反対の立場はいささかも変わるものではない」と強く抗議する「会長声明」を発し、「アルプス処理水について関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」という「明確な回答」を国は覆したのかと問い質しました。そして「福島県のみならず全国の漁業者の思いを踏みにじる行為である」と糾弾しました。福島県漁連の野崎会長も「海洋放出を容認することはできない」と改めて表明し、国・東電による「約束」反故の方針決定を強く批判しました。その後も、福島県漁連と全国漁連は「断固反対」の姿勢を貫き、決議・声明を繰り返し発出しています。そして、福島県だけでなく、茨城県、宮城県、岩手県などからも漁業者の強い反対の声が上がっています。私たちは漁業者の皆さんに心から連帯し、「撤回署名」を広げたいと思います。

反対しているのは漁業者だけではありません。福島県の漁連、農協、森林組合、生協連は、海洋放出の方針決定は「国民・県民の懸念や反対の意見表明に十分な回答や説明がなされない」ばかりか「約束を反故にする極めて不誠実な決定であり極めて遺憾である」との「共同声明」を発しました（2021年4月30日）。また、福島県内の6割を超える36の自治体の議会（7月3日現在）でも、海洋放出方針に対する撤回・反対・懸念を表明する決議や意見書が採択されています。

福島県と全国からの反対の声にもかかわらず、政府は「基本方針の着実な実行に向けた閣僚会議」で「ALPS 処理水の処分に伴う当面の方策の取りまとめ」（8月24日）を、東電は「ALPS 処理水の取り扱いに関する検討状況（概要）」（8月25日）を公表し、「約束」を無視して海洋放出の準備を強引に進めています。岸田首相も就任後間もなく第一原発を視察し「先送りできない課題だ」と強調し（10月17日）、海洋放出の政府方針を進める姿勢を表明しました。政府・東電は「放出までの2年間に関係者の理解を得る」「まだ流していない。放出準備は約束違反ではない」と開き直っています。「信頼回復」にはほど遠い、このような態度は決して許されません。

## 漁業者と福島県民に苦渋の選択を迫った「重い約束」を守れ

政府と東電は、原子炉建屋内に流入する大量の地下水への対策に失敗し、燃料デブリに触れた高濃度汚染水を大量に発生させました。その責任を棚上げにして、増え続ける汚染水を抑制するため、「やむを得ない緊急対策」として、2015年に「建屋流入前のサブドレン及び地下水ドレンの海洋放出」を認めるよう福島県漁連や県民に迫ったのです。当時は、県内の農林水産物の放射能汚染がかなり軽減し、原発事故被害の苦境からの再生に向けた希望がやっと見えはじめた矢先で、漁業者をはじめ福島県民にとって、まさに「苦渋の選択」でした。「関係者の理解なしには、ALPS 処理水のいかなる処分も行わず、発電所敷地内のタンクに貯蔵する」等の約束は、この時に政府・東電と漁業者及び関係者との間で、文書等で交わされた極めて「重い約束」です（3頁参照）。関係者の強い反対を押し切って決定した海洋放出の「基本方針」は、この「重い約束」を一方向的に反故にするものであり、まさに「恩を仇で返す」もので、断じて許せません。

また、ALPS 処理水等には、トリチウム濃度が1,500Bq/Lを超える地下水ドレン約6.5万トンが含まれており（2021年8月26日現在）、これを希釈・排水することは、運用方針の「1,500Bq/Lを超える汲上げ水は、希釈せず、排水しない」との東電の確約にも明らかに反します。ALPSではトリチウムを除去できないのに、国・東電は「ALPSを通せば『処理水』であり、地下水ではない」と名称を変え、「運用基準」を超える濃度の地下水を薄めて海に流そうとしているのです。

1. 「関係者の方の理解を得ることなくしていかなる処分を取ることは考えておりません」  
(糟谷 経産省, 廃炉・汚染水対策チーム事務局長補佐[当時]による、野崎福島県漁連代表理事会長から「ALPS 処理水は海洋放出を行わない」ことを明確にしてほしいとの質問に対する答弁。2015年1月7日、第6回廃炉・汚染水対策福島評議会議事録)
2. 「関係者の理解なしには、いかなる処分も行わず、多核種除去設備で処理した水は発電所敷地内のタンクに貯蔵いたします」  
(福島県漁業協同組合連合会代表理事会長宛文書「東京電力福島第一発電所のサブドレン水等の排水に対する要望書に対する回答について」2015年8月25日)
3. 「サブドレン及び地下水ドレンの運用方針」(東電、2015年9月、以下「運用方針」)
  - ①トリチウム濃度が運用目標の 1,500Bq/L を超えないこと
  - ②希釈しないこと
  - ③トリチウム濃度が 1,500Bq/L を超えるものは排水しないこと

**重い約束**

### 廃炉作業のためにトリチウム汚染水の海洋放出を急ぐ理由は全くない

「基本方針」には、「廃炉作業が着実に進展している」と書いてありますが、これは事実ではありません。2、3号炉の格納容器の上部にあるシールドプラグの高汚染が明らかになるなど、デブリ取り出し作業の見通しは全く立たず「10年以内にデブリ取り出し着手」等の廃炉の「中長期ロードマップ」の見直しも迫られるような事態であるのは周知のことです。汚染水保管タンクの存在が「今後の廃炉作業の大きな支障」となっているわけではありません。デブリ取り出し準備に必要な施設等の用地確保を急ぐために、汚染水保管タンク増設ができないという東電の説明の根拠そのものが破綻しています。廃炉作業を進めるために、ALPS 処理水の海洋放出を急がねばならない理由の一つもないのです。2015年に「応急対策」としてサブドレン水等の海洋放出が提案された時とは状況が全く違います。

### トリチウム汚染水の海洋放出は国内法令に違反～「法令遵守」はごまかし

政府・東電は「基本方針」で、「各種法令等を厳格に遵守する」としています。しかし、事故によって放出された大量の放射能の汚染によって、福島第一原発の敷地内外は放射能で汚染された状態が続いています。敷地境界での空間線量の実測値は現在でも 10mSv/年程度あり、この外部被ばくだけでも、法令で担保されている「敷地境界での線量限度年 1 mSv」が遵守できない「違法状態」にあります。敷地外へ放射能汚染水等を放出するなら、この外部被ばく線量を加えて「1mSv/年未満」に抑えることが法令で求められています。東電や政府が「法令遵守」とするのであれば、現状では放射能汚染水をどんなに希釈しても海洋放出することはできません。

地下水バイパスやサブドレン及び地下水ドレンの海洋放出が認められているのは、建屋への地下侵入による汚染水増大を防ぐ緊急避難的理由があるからです。しかし、ALPS 処理水の場合は違います。今も陸上で保管できていますし、汚染水の発生量も減少してきています。また、敷地内北側には余地もあります。そして、高濃度汚染水だけを固化埋設してタンクを空けるなどの代替手段もあります。ALPS 処理水を緊急に海洋放出しなければならない理由は全くありません。それにも関わらず、トリチウム汚染水の海洋放出が、「各種法令等を厳格に遵守」した処分法であるかのように国・東電が説明しているのは、まったく虚偽の説明で国民を欺くものです。

また、政府・東電は、今回の ALPS 処理水放出計画では「現在実施している、サブドレン等の運用目標であるトリチウム濃度 1500Bq/L と同じ濃度」で排出するとしています。そして、「トリチウム濃度 1500Bq/L は、告示濃度限度の 40 分の 1、WHO の飲料水基準の 7 分の 1」と宣伝しています。しかし、「運用目標であるトリチウム濃度 1500Bq/L」にしても、どんなに薄めて流しても「法令違反」であることには変わりありません。

**「特定原子力施設」に指定された(2013年)福島第一原発でも、通常原発(実用炉)と同じく法令で遵守すべき「線量限度」は「敷地境界で年1mSv」です!**

- ◆「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」(平成二十五年原子力規制委員会規則第二号) 第二条六「周辺監視区域」とは、実用炉規則第二条第二項第六に規定する周辺管理区域をいう。→
- ◆「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(昭和三十五年通商産業省令第七十七号) 第二条六「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の区域であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超える恐れのないものをいう。→
- ◆「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示」(平成二十七年八月三十一日) (周辺監視区域外の線量限度) 第二条 …実用炉規則第二条第二項第六号、…の原子力規制委員会の定める線量限度は、次のとおりとする。 一 実効線量については一年間(四月一日を始期とする一年間をいう。以下同じ。)につき一ミリシーベルト

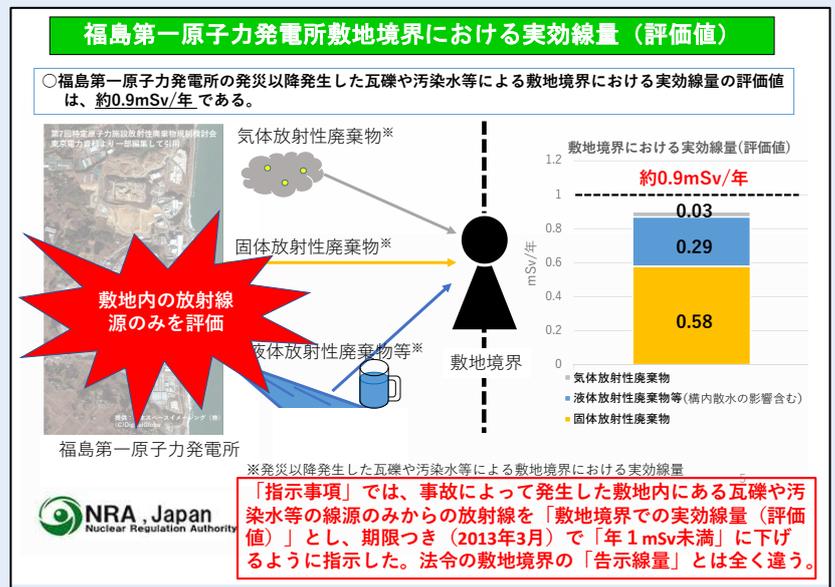
東電は、上記の「東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則」第十六条第六イ及び七(液体廃棄物の廃棄、排出)を法的根拠にALPS処理水の海洋放出を行うと、「脱原発福島県民会議」からの「法令違反」との追及(2021年10月26日)に、後日回答しました。しかし、この規則に従うのであれば、東電は「線量告示(敷地境界1mSv/年)」を厳守しなければならず、海洋放出計画を撤回し、海洋放出に向けた準備を即刻中止すべきです。

**原子力規制委員会が東電「ALPS処理水に係る実施計画」審査の拠り所になっている「指示事項」は法令ではなく、これを満しても法令遵守にはなりません!**

原子力規制委員会は、福島第一原発で高濃度汚染水の漏洩などが続いていた2012年に「特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について」(平成24年11月7日 原子力規制委員会決定、以下「指示事項」)を決定しました。この「指示事項」は法令に代わるものではありません。国と東電が重大事故起こし、敷地外(「周辺監視区域の外」)で告示線量の「年1mSv」をはるかに超える「違法状態」を引き起こしたのです。そのような「違法状態」において、少しでもリスクを抑えながら、できる限り早く「安全」に廃炉・汚染水対策を進めるために、2012年当時、「東電が速やかに講ずべき事項」として規制委員会がまとめたのがこの「指示事項」です。

「指示事項」では、「大気、海等の環境中へ放出される放射性物質の適切な抑制対策を実施することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。」そして、「施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量(施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値)を、平成25年3月までに1mSv/年未満とすること。」と、期限を定めて除染を急ぐように指示しています。これは、事故による原発敷地外の高濃度の放射能汚染からくる放射線を除外して、少なくとも敷地内に保管されている瓦礫や汚染水から出る放射線の推定値だけでも、2013年3月までに「年1mSv以下」にするようにとの「時限付きの指示」を東電に出したものです。

ところが、原子力規制委員会は、海洋放出に向けた「ALPS処理水に係る実施計画」についても、この「指示事項」に照らして現在、審査・認可を進めています。しかし、上記の「発災後の敷地内の線源による実効線量評価値」のみを計算して「1mSv/年未満」とする「時限付きの指示」事項が達成できても、それより上位にある「法令」で担保されている敷地境界での「線量限度年1mSv」を遵守していることにはなりません。時限的な「措置」が達成されれば、元の法令にある線量告示を満たすべく規制するのが本来の原子力規制委員会の役割です。そのためには、実際の敷地境界線量が1mSv/年を満たしていない限り、敷地内から放出される放射能をできる限りなくするのが法的義務です。もし、そのようにできないとすれば、「緊急避難的に放射能を放出せざるをえない重大な理由」が不可欠です。トリチウム汚染水海洋放出には、線量告示に違反しても正当化されるような「緊急避難的に重大な理由」などありません。

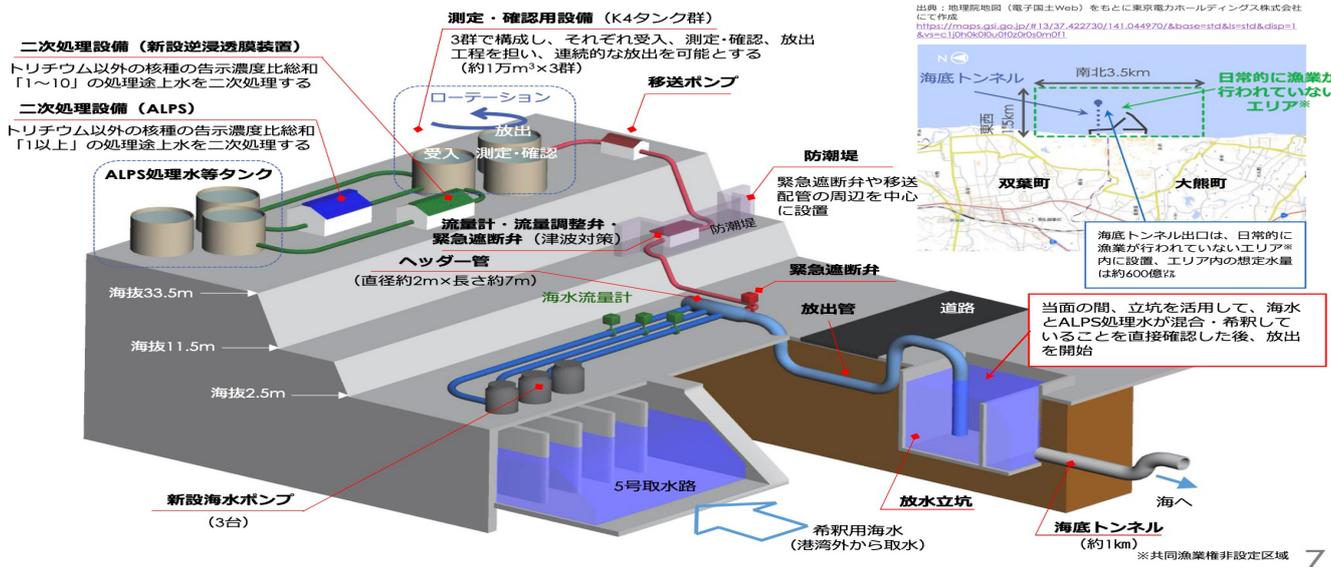


「放射性廃棄物に対する規制について」原子力規制庁(2018.11.30)資料より。  
 囲み赤文字及び「敷地内の放射線のみを評価」は引用者による加筆。

## トリチウム汚染水の海洋放出は国際法違反

東電の「検討状況」に拠れば、トリチウム汚染水は図（6頁）のように海底岩盤を掘削して直径2.5mの海底トンネルを造り、約1kmの沖合の放出口から海洋放出する計画です。これは日本も締約国である「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（通称「ロンドン協約」）及び議定書に明らかに違反しています。「ロンドン条約」では、締約国は「投棄による海洋汚染を防止するために実行可能なあらゆる措置を取ることを誓約する」（第1条）、そして「放射性廃棄物その他の放射性物質」の海洋投棄は「その形態及び状態のいかん」を問わず禁止（第4条、附属書I）されています。また「投棄とは」、「海洋において廃棄物その他の物を船舶、航空機又はプラットフォームその他の人工海洋構築物から故意に処分すること」（第3条）であって、海底トンネル（パイプライン）という「人工海洋構築物」を造って放射性廃棄物を「故意に処分」する東電の計画は、「ロンドン条約」の禁止の対象です。

外務省は、私たちとの交渉(2021年7月26日)で「陸上施設からの廃棄物等の海洋への放出は、条約・議定書の規制対象ではない」「パイプラインからの放出は汚染源の一つだが、条約で禁止している投棄ではない」「パイプラインが条約の禁止対象の『人工構築物』に含まれるかどうか締約国会議で議論はされたが明確な結論に達していない」、等々の条約・議定書の「身勝手な解釈」を述べて逃げようとしています。しかし、このような言い訳は世界で通用しません。福島第一原発からの「トリチウム汚染水の海洋放出」の可能性については、2019年の締約国会議で韓国・チリなどから懸念が表明され、継続審議となっています。(コロナ禍のために対面での締約国会議が開催できず、その後、まだちゃんとした議論はなされていません。)



東京電力による「海底トンネルを通して約 1km 沖合でトリチウム汚染水放出」の計画概念図（「検討状況」p.7 より引用）

## 事故炉の燃料デブリに触れた汚染水の海洋放出は世界でも類がない 通常原発からの放射能放出とは全く違う

重大事故を起こした原発で、炉心溶融した燃料デブリに触れて発生した大量の放射性汚染水を「処理」して、さらに大量の海水で薄めて、計画的に数十年にわたって海洋放出するような「処分方法」は、日本でも諸外国でも前例がありません。IAEAも「ALPS 処理水の安全かつ効果的な処理は、何十年にもわたる、他に類のない複雑なケースである。」と報告しています（2020年4月のレビュー報告）。

福島第一原発で発生した汚染水の ALPS 処理水は、通常運転の原発から放出されているトリチウム等を含む液体廃棄物とは、発生源（燃料棒の中のウラン核分裂による生成）、量、質も異なります。トリチウムの量だけに限ってみても、事故前の福島第一原発では1基あたり0.30兆Bq/年の排出に過ぎず、温排水に溶け込んでいたトリチウムの濃度は0.20Bq/Lくらいと推定されます。ところが今回の計画では平均62.4万Bq/Lを400倍以上に薄めて1500Bq/L未満にし、最大22兆Bq/年で30～40年に渡って放出するというのですから、放出量も濃度も桁違いです。

貯留している ALPS 処理水	海洋放出計画	事故前の福島第一原発 (1基分の排出)
総量: 780 兆 Bq		
平均濃度: 62.4 万 Bq/L	目標濃度: 1,500Bq/L	平均濃度(推定): 0.2Bq/L
	放出量: 22 兆 Bq/年	放出量: 0.3 兆 Bq/年
	海水量(希釈後排水): 4,027 万トン/日	海水量(温排水): 600 万トン/日

## 敷地内での陸上保管継続は可能～汚染を拡大する海洋放出を急ぐ必要はない

敷地内に貯蔵されているタンクのトリチウムや他の放射性物質の濃度は均一ではありません。例えば、濃度別に放射性物質が高濃度に残る汚染水（全体の約7割）の二次処理を行った上で固化埋設し、空いたタンクを追加の汚染水貯蔵に転用するなどすれば、第一原発の敷地内での陸上保管の継続は可能です。このように濃度別にいくつかの処分法を組み合わせる方法などは、ALPS 処理水の取り扱いに関する小委員会では検討していません。

また、半減期 12.3 年のトリチウム濃度についても、30～40 年かけて海洋放出するのであれば、おなじ期間の陸上保管でもタンクの半数くらいは告示濃度 (6 万 Bq/L) 以下に減衰します。100 年もすれば半数が 1500Bq/L (サブドレン等の運用目標) 以下へ減衰します。

「リスク低減が目的」「中長期の取り組みを」というのであれば、現時点での高濃度の処理水を大量の水で希釈して急いで海洋放出するべきではなく、またその必要は全くありません。国・東電は海洋放出の方針を撤回し、処理水を敷地内で嚴重に陸上保管する具体的な計画を再検討すべきです。また、労働者の被ばく防護を十分に行った上で、現存するタンクや配管の安全確保のための保守点検もしっかり行うべきです。

### 汚染水の発生をゼロにすることも可能な段階にきている

漁業者などの「苦渋の選択」で行うことができたサブドレン増強の結果、すでにタービン建屋内の滞留水の処理は完了して床面露出しています。今後、原子炉建屋内貯留水の水位を徐々に下げ、同時に周囲の地下水位をサブドレンで徐々に下げ、原子炉建屋内の床面を露出させて滞留水処理を完了し、周辺の地下水位をさらに大きく下げれば、地下水の建屋内流入を阻止できる段階にきています。また、原子炉建屋内滞留水の処理が完了すれば、デブリに触れた高濃度の滞留水が外に流出するリスクもなくなります。その上で、大規模な土木工事で地下水の流れを変え、完全止水すればいいのです。すでに燃料デブリの崩壊熱 (発熱量 1kW/tU 程度) は下がって、空冷可能な状態になってきていますので、冷却水注入量を徐々に下げ、自然空冷へ移行すべきです。

### 汚染水の海洋放出による魚介類や生態系への長期的な影響も懸念される

福島第一原発から運転中に放出されたトリチウムと、量も濃度も桁違いの海洋放出を 30 年以上かけて続けた場合、実際に福島県沿岸の魚介類や生態系へ及ぼす影響は、これまでの「実績値の幅の範囲内」として片付けてしまうことなどできません。また、ALPS 処理水には、取り除けないトリチウムだけでなく、完全には処理しきれなかったストロンチウム 90 (半減期 29 年)、セシウム 137 (半減期 30 年)、コバルト 60 (半減期 5 年) なども検出されており、これらの核種が生態系に影響を及ぼす可能性も否定できません。

さらに東電は、2020 年 8 月になってやっと、ALPS では取り除くことのできない炭素 14 の存在を公表したのです。炭素 14 は海洋放出された場合、無機・有機の様々な化合物として環境・生態系に拡散・分布し、生物に様々な濃度で取り込まれます。炭素 14 は食物連鎖の中で容易に濃縮されることが確認されており、また、半減期が 5,720 年と長く、長期にわたる環境への影響が懸念されます。1985 年の第 9 回ロンドン条約締約国会議でも、専門家パネルのレビュー報告で、過去の投棄による全世界の人々の被ばくの主因として挙げられたのが炭素 14 による長期にわたる被ばくでした。

政府は、トリチウムの生体や環境への影響は少ないとし、海洋放出の「安全性」を一面的に国民にアピールする説明を繰り返す宣伝を強めています。しかし、トリチウムの人体における体内動態モデルの見直しや、トリチウムのベータ線の生物学的効果が従来の評価よりも少なくとも 2 倍以上大きいことを示す実験結果が数多く報告され、現在、国際放射線防護委員会 (ICRP) も線量係数の再検討を迫られている (子供を含む一般公衆の年齢別線量係数は未だ改訂作業中) など、トリチウムの生体影響が従来の評価よりも大きい可能性があることについての国際的な科学的議論には、一切触れようとしません。

## 「風評被害」に矮小化するな～被害者にさらなる放射能汚染を押しつけるな

「基本方針」では「風評影響を最大限抑制」する「対策を講じてもなお風評被害が発生した場合」は、東電が「賠償」するとしています。しかし、長期にわたる意図的な汚染水の海洋放出を前提にした「賠償」など、論外です。漁業者は、「先行き不透明では後継者も育たず、漁業を受け継いで行くことも難しくなる」「漁師にとって海は仕事場。誰にも汚す権利はない。」と訴えています。福島の人々が訴えているように、そもそも汚染水の海洋放出は「風評被害」でなく「実害」であり、「故意の加害行為」です。2020年の意見聴取で、今後必要な対策を問われた岸全国漁連会長は、「海洋放出しないことに尽きる」ときっぱり回答されましたが、まさにそのとおりです。事故によって既に大量の放射能が撒き散らされ、故郷の海や山、田畑が汚染され、農林水産業、観光業など、あらゆる産業に従事する人々に被害がもたらされたのです。事故から10年、塗炭の苦しみを味わいながら、生活と生業の再建に努力してきた被害者に、さらになる放射能汚染を押し付けるような形での廃炉作業は受け入れられません。

## トリチウム汚染水の海洋放出は太平洋に生きる全ての人々への人権侵害



声明を読み上げる太平洋諸島フォーラム(PIF)のテイラー事務局長(PIFのHPより)

「太平洋諸島フォーラム」事務局長は、4月13日、「日本政府が、福島第一原発からALPS処理水を太平洋に放出すると決定したことに対し、私たちの深い憂慮を表明」との声明を発表しました。声明では、太平洋地域での度重なる核実験による放射能汚染と、1980年代の日本による同地域への低レベル廃棄物の投棄への反対を背景に締結された「南太平洋非核地帯条約」(ラロトンガ条約)は、「この地域が放射性廃棄物及びその他の放射能問題による環境汚染から免れるように保持することを定めている。」

「環境、健康、そして経済的影響への可能性も含む、私たちの『青い太平洋地域』への危害の可能性に対処するための手段が、(日本によって)十分には取られていないと私たちは考えます。私たちの漁場や海洋資源は、太平洋に暮らす私たちにとって、決定的なもの[命綱]であり、保護されなければなりません。」と訴えています。

また、国連人権理事会特別報告者も海洋放出は「日本の国内および国境を越えた関係者の完全な人権享受に対し、かなりのリスクを負わせる」と批判しています。日本政府と東電が、太平洋に生きる人々や全ての生命の「核汚染から免れ、健全な環境を享受する権利」をこれ以上侵害することを許してはなりません。

## 海洋放出の方針を撤回し、福島と全国で公開討論会の開催を

政府は、海洋放出の方針を撤回した上で、改めて国民的議論を保証し、方針決定の透明性を確保し、国民の意見を誠実に政策に反映できるように、福島県及び、全国各地で「廃炉・汚染水・処理水対策」に関する公開討論会を開催するべきです。このような議論の場の開催は、コロナ感染拡大の中では制限を余儀なくされるため、国民的議論が保証されるよう、さらに十分な時間をかけるべきです。

連絡先:原子力資料情報室(担当:片岡遼平) Tel:03-6821-3211 <kataoka@cnic.jp>

チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西(担当:振津かつみ) Tel:090-3941-6612 <cherno-kansai@titan.ocn.ne.jp>